



行政訴訟の判決について

呉市ほか5市町（広島市、福山市、東広島市、尾道市及び府中町）が被告となっている行政訴訟について、令和5年10月2日に広島地方裁判所において判決言渡しがありました。

【事件の概要】

呉市福祉事務所長は、平成25年5月16日付けの平成25年厚生労働省告示第174号と、これに伴い同日発出された厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の基準」の一部改正について（以下「本件告示等」という。）に基づき、平成25年8月以降の生活保護費を減額する保護変更決定を行った。

これに対し、原告らは生活保護基準の引下げは、「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利の侵害であり、憲法25条、生活保護法（昭和25年法律第144号）第1条等に違反する違憲・違法なものであるから、当該生活保護基準の引下げを内容とする本件告示等に基づく保護変更決定も違憲・違法なものであるとして、当該保護変更決定の取消しを求めて本訴訟を提起した。

- 1 事件番号等 平成26年（行ウ）第53号 生活保護基準引下げに基づく保護費変更（減額）処分取消請求事件
- 2 管轄裁判所 広島地方裁判所
- 3 原告 呉市関係分 6名

【判決主文】

- 1 各処分行政庁が各原告（原告番号9及び死亡した原告らを除く。）に対してした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定をいずれも取り消す。
- 2 原告番号9の訴えを却下する。
- 3 訴訟費用は、これを63分し、その42を被告広島市の、その6を被告呉市の、その2を被告尾道市の、その9を被告福山市の、その1を被告東広島市の、その2を被告府中町の各負担とし、その余を原告番号9の負担とする。
- 4 本件訴訟のうち死亡した原告らの請求に関する部分は、同原告らの死亡により終了した。

【今後の対応】

生活保護は第一号法定受託事務であるため、対応につきましては、今後、国と協議の上、検討します。